

2018.11.1 第169号 ながの 社会福祉士会 NEWS

■発行：公益社団法人長野県社会福祉士会
会長：萱津 公子
■編集：広報編集委員会

■事務局：〒380-0836
長野市南県町685-2 長野県食糧会館6F
■発行部数：2,300部

■TEL：026-266-0294
■FAX：026-266-0339
■E-mail：info@nacsww.jp
■HP：http://nacsww.jp/

| | | |
|----|----------------------------------------------------|------------------------------------|
| 目次 | ■公益法人としての使命と役割 会員がどのように活動に取り組むかが問われる 1 | ■リレーエッセイ～リレー形式の寄稿～ 5 |
| | ■WHAT'S 長野県社会福祉士会 福祉活動委員会 2～3 | ■信州ぐるっと!! 5 |
| | ■本会の役員・地区三役・委員等の改選について 4 | ■特集「社会福祉士の“実習指導者”をご紹介します」..... 6～7 |
| | | ■南信地区上伊那ブロック学習会 8 |
| | | ■今後の予定 8 |
| | | ■編集後記 8 |

Nagano Association Certified Social Workers

公益法人としての使命と役割 会員がどのように活動に取り組むかが問われる

長野県社会福祉士会 監事 弓場 法

(公認会計士・税理士、長野県社会福祉士会監事)

公益法人とは、広義には公益性の高い活動をしているとされる学校法人、社会福祉法人、宗教法人やNPO法人などを含みます。狭義には、一般社団法人や一般財団法人が公益認定を受けた公益社団法人や公益財団法人を指します。

学校法人や社会福祉法人、公益社団法人などは、制度的に高い公益性を有するというラベルを貼られた団体であり、補助金や税制をはじめとする優遇が受けられます。

ところで、世間では、ラベルと中身が一致しないことがよくあります。もともと、民法で設立された公益法人の中に、必ずしも公益性の高くない法人があったことから公益法人改革が始まり、今の公益法人制度になった訳です。

しかし、私の見るところでは、今の制度になってからも、公益性が必ずしも十分でなくても公益認定を受けた団体があります。形式的には立派に見える団体だからです。

一方、公益性は高いけれど一般社団等のままの団体もあります。私が、関わっているある一般社団法人の幼稚園は、自然の中で子育てすることを重視しています。そこは、園舎もなく、調理場もありません。雨や雪が降っても森の中で過ごし、焚火でご飯を作ります。学校法人などになれば補助金や税制優遇を受けることができますが、そのためには園舎や調理場が必要です。しかし、そうすることは、今行っている教育を否定することになるので、現在の法人形態を選択しています。その幼稚園は、制度上公益法人のラベルは貼られていませんが、保護者や町の評価は高く、活動は県外にも広く認められており、立派な公益活動を行っている団体です。

さて、長野県社会福祉士会は、公益認定を受けた公益社団法人です。しかし、公益というラベルを貼られた団体であるというだけでは不十分です。その掲げる理念や目的の旗印のもとに集まった会員たちが、どのような活動に取り組むかが、社会から真の公益団体と認められるかどうかを決めるのです。

長野県社会福祉士会の目的は、定款で「県民の権利擁護、福祉の普及・啓発、研鑽を行い、福祉の増進及び県民の生活の向上に寄与すること」等と定めています。それぞれの会員が、日々真摯にその活動に取り組むことによって、制度的なラベルを貼られた団体というだけでなく、社会から評価される真の公益法人になれるのだろうと考えています。

その会員の先頭に立って活動に取り組むのが役員や各種委員会の委員です。役員・委員は、定款等で無報酬を義務付けられ任期が定められ、今、改選期を迎えようとしております。

会員の皆さんが、役員等の選出にもかわかり、積極的に活動に参加されることを期待します。

WHAT'S 長野県社会福祉士会 福祉活動委員会

～委員会の概要と取り組みについて紹介!!～

文責：福祉活動委員会

- **どんな委員会なの？**…学習会等で社会福祉士の専門性（価値・知識・技術）を積み上げ、福祉課題を社会に発信をしたり、必要な政策を提言したりします。
- **今年度の重点活動は？**…
 - ①現場の福祉課題の吸い上げ（4地区福祉活動委員会）
 - ②2プロジェクトによる課題の学習・研究・発信
- **委員長** 佐藤もも子
- **部長** 田村幸樹（高齢） 青木 崇（障がい）
曲淵紀子（子ども） 土屋ゆかり（地域福祉）
- **構成は？**…全県45名、全構成員が部会に所属（高齢、子ども、障がい、地域福祉）。学習会は、東北中南信の4地区ごとに開催。

取り組み

①

8/23～9/22に東北中南信ごとに福祉活動委員会を開催 委員・地区役員 計44名出席
長野県地域・福祉現場で「今、起きている課題」とは??
議論の一部を抜粋 今後、社会福祉士に求められる方向性を考える

子ども・世帯・障がい・高齢者の支援と地域に関すること

- ・子どもや家庭で抱えている生活課題を、喫緊の取り組みとして、社会への発信が必要。貧困、孤食、ひとり親家庭が抱えるハンディキャップの問題。
- ・児童養護施設を出た後の自立に向けて、社会的支援が行き届いているか。（就職時や賃貸住宅入居時等の身元保証人の問題など）
- ・世帯全体で複合的な課題を抱えているため、個への調整では解決ができないケースが増加。
- ・障がい者支援での、家族への介入は難しい。支援が必要な世帯は地域のつながりも弱い。
- ・認知症のことを、家族や本人が「地域に知られたくない」場合もある。どのように地域住民に知らせ、支援を求めていくのか。
- ・障がいを持つ方の就労の場が不足している。または適切なマッチングが地域でされていない現状がある。
- ・障がい児分野への関心が薄い。子ども・障がい両方に分類される反面、高い専門性が求められる。国は「途切れない支援」というが、実態は追いついておらず、地域格差が大きい。

権利擁護・成年後見

- ・成年後見制度が本当に必要な当事者に届いていない（実態調査の結果による）。社会福祉士は、権利擁護の視点を関係者に伝え、制度利用の必要性を皆が共有することで、地域の権利擁護力が高まる。

相談援助職の課題

- ・（障がいの）入所型施設の相談員のなり手が不足している。施設においては「相談支援機能」が重要である。虐待対応や権利擁護など、個別相談援助の核となる知識や技術を持った職員が提供すべき。

地域共生と社会福祉士の役割

- ・家族の力が弱まり、個の支援から世帯への支援が必要になっている。社会福祉士のソーシャルワーク機能を発揮すべきではないか。
- ・地域共生の「あるべき姿」を考え、地域ごとに創っていくのが社会福祉士の役割ではないか。

今後のソーシャルワークと社会福祉士（委員会を総括して）

- ・「社会福祉士はネットワークをする人」福祉サービスの利用を通じて、地域の専門職や住民など支援関係者をつなげる大小さまざまな支援ネットワークを創っていく。
- ・福祉を専門職が囲い込まず、地域住民から1人でも多く関わってくれる人を見出し、連携する。
- ・各分野の相談援助の専門性や現場の課題やニーズに敏感である。
- ・社会福祉士や専門職が縦割りに活動するのではなく、横につながっていく。福祉活動委員会も共生型を視野に縦割りにならない部会のあり方を検討すべきでは。
- ・生活課題の複雑化に対応するには、専門機関と住民をつなげる相談の要となる専門職が求められる。社会福祉士が培ってきた権利擁護の視点を発揮し、相談の要になり、地域住民の生活を守っていく。

取り組み ②

平成30年度 福祉活動委員会プロジェクト①

医療・福祉現場における身元保証人の問題を考える

今年度は「住まう」権利について課題共有

「長野県社会福祉士会
ホームページから
回答できます！」

医療・福祉現場における身元保証人の問題とは？

医療・福祉現場で、「身元保証人」を求められる場面（入院、施設入所、賃貸住宅の入居、就職、その他）は多いが、頼りになる親族などがいないため、生活に支障をきたしてしまふ方々がいます。一方、身元保証人に求められる内容は、対象となる分野ごとに異なっているため、整理をして考える必要があります。



会員の皆様へ

身元保証人の問題のなかで「住まう」（①入所、②住居）権利が保証されていない等の事例把握を行います。詳細は同封のアンケートを参照のうえ、ご協力をお願いします！

締切11月30日

今年度の福祉活動委員会の取り組み

高齢者で身寄りがない、本人・親族含め精神等の障がいを抱えている、DV被害で他県から避難してきた、刑余者で親族関係が断絶しているなど、保証人を確保できないため、施設入所や地域生活への移行等「住まう」ことが阻まれている方々がいます。「住まう」ことは生活基盤そのものであり、人として生きるために一番基本的な条件でもあります。今年度は、「住まう」権利と保証人の問題に焦点を当て、会員の皆様の実践現場等から、「住まう」権利が阻まれたり、守られていない現状を社会福祉士会として把握し、長野県の地域の問題として提起していきたいと思ひます。

12月1日 10時～ 長野大学
「福祉・医療現場での身元保証人問題の
基礎理解講座」開催（同封チラシ参照）

取り組み ③

平成30年度 福祉活動委員会プロジェクト②

実習受入等社会福祉士養成の検討委員会を開きます

来年度以降の長野県社会福祉士会の取り組みに繋げていくために…



取り組みの趣旨

社会福祉士の実習受入をはじめ、現任の社会福祉士の所属内における業務やサポート体制の実態等を把握し、よりいっそう社会福祉士の業務の「見える化」や、所属組織や機関で社会福祉士の業務理解を図り、将来的に地域全体で社会福祉士を育てる土壌の素地を創って行く必要性があります。

内容

年度内に関連機関や団体も含めた検討会を数回開催し、来年度以降の長野県社会福祉士会としての人材育成や入会促進の取り組みにつなげます。

取り組み①・②は、随時、プロジェクト員を募集しています！（福祉活動委員以外の一般会員の方もOKです）興味関心のある方、熱意をもって取り組んでくださる方、歓迎します。お問い合わせは事務局まで。

報告

本年度「長野県地域福祉計画専門分科会」に会員から3人が委員として参加

9月13日 長野県地域福祉支援計画に関わる勉強会にて意見交換

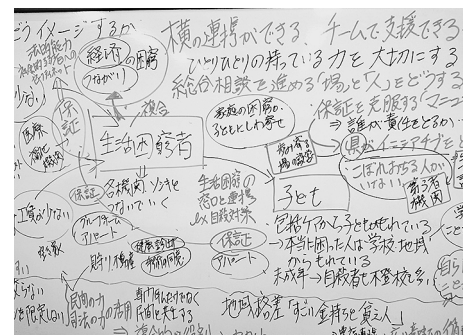
～北信地区学習会・長野市ふれあい福祉センターにて～

長野県地域福祉支援計画とは

地域共生社会の実現と市町村地域福祉計画に活用されるよう、地域福祉の基本的な方向性を示して、市町村をはじめ、さまざまな主体の取り組みを支援する県の施策に関する計画です。長野県では今回、初めて策定されます。

意見交換の中で出た計画に託したい事柄等（抜粋）

- ・障がいを持つ方の経済困難
- ・本当に困っている子どもへの支援をどう届けるか
- ・庁内連携（庁内がテーマによって素早く横につながる必要性）
- ・様々な民間の力も福祉の担い手として活動できる体制づくり
- ・司法との連携 ・総合相談機能強化
- ・医療、福祉現場の保証人の問題を県として支援 ・過疎地域の課題
- ・住民の関わりや意識の高まりを生み出し、自ら解決し動けるには



↑参加者の意見をボードに書き込んでいきました

地域共生社会の対象者はすべての人。
こぼれ落ちる人がいないよう、全ての人の生きていく
権利をまもっていける長野県に！！

本会の役員・地区三役・委員等の改選について

長野県社会福祉士会の役員・各種委員の任期は2年となっていますので、平成31年3月末日で任期満了となります。しかし、役員（理事・監事）については、定時総会での選出になるため平成31年度の定時総会（6月8日）までとなります。

この役員・委員については、P1の弓場監事の「公益法人としての使命と役割」にも書かれているように、定款等で無報酬を義務付けられ、今後2年間に渡り会員の先頭に立って活動に取り組んでいただく方々です。

役員（全県理事）および地区委員、各種委員の公募については、広報紙に同封しましたが、ここでは本会の組織や権限、役割について紹介します。

総会

総会決議は、会員の除名、理事・監事の選任解任、収支決算の承認、定款の変更などの権限がある。

定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催。臨時総会は、理事会で開催決議がなされたとき。

5分の1以上の正会員の臨時総会招集の請求があったとき。

理事会

理事（15人）は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

理事会決議……総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定、規則の制定・変更及び廃止、理事の職務の執行の監督、会長・副会長及び常任理事の選任及び解職、この法人の業務の決定

通常理事会……毎事業年度6回開催する。

臨時理事会……会長が必要と認めるとき。会長以外の理事から、会長に招集の請求があったとき。監事から会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

監事

監事（2人）は、理事の職務執行の状況を監査し、監査報告を作成する。

必要があるときは、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の財産の状況を調査する。

理事会及び総会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べる。

委員会（委員会設置規則）

◆一般委員会 福祉活動委員会、虐待対応委員会、広報編集委員会

◆事業運営委員会 生涯研修センター、権利擁護センターぱあとなあながの、地域生活定着支援センター

◆特別委員会 リーガルソーシャルワーク委員会、倫理委員会

◆プロジェクトチーム 理事会の承認を経て置くことができる

地区活動（地区活動運営規程）

◆地区総会 各地区で毎年2月に開催。事業計画・報告と隔年度は地区三役と委員会委員の選出

地区役員（支部長、副支部長、庶務会計）、一般委員会と事業委員会（定着センター除く）

◆地区・ブロック

◇北信地区 北信ブロック、長野ブロック

◇東信地区 上小ブロック、佐久ブロック

◇中信地区 大北ブロック、松本ブロック、木曽ブロック

◇南信地区 諏訪ブロック、上伊那ブロック、南信州ブロック

【役員等改選の主な日程】

- 11月1日
選挙公示、役員委員募集
- 11月15日～
役員・委員応募受付
- 11月17日（理事会）
- 12月14日
役員・委員応募締切
- 12月17日
立候補者確認（選挙管理委員会）
- 1月1日
全県理事選挙投票開始
地区総会通知
- 1月18日（選挙管理委員会）
全県理事選挙開票
- 1月26日（理事会）
次年度事業計画・予算の検討
- 2月16・23日（地区総会）
地区役員・委員会員の選出
- 3月9日（理事会）
次年度事業計画・予算等決定
- 3月中
各委員会開催・委員長選出
- 4月8日（選挙管理委員会）
理事候補者の確認
- 4月20日（理事会）
次期役員候補者の議決等
- 6月8日（定時総会）
次期役員の選出等

「日々の支援の中で思うこと」

北信地区 山本 杉樹

(社会福祉法人高水福祉会 かすたねっと)

私は、現在の重度心身障がい児者が通所される事業所に異動になり2年ほどになります。

当事業所は、生活介護事業と児童発達支援事業を併せて8人定員の小規模多機能型の事業所です。利用されている方は、言語コミュニケーションはほとんどとれません。表情や態度、独自のサインなどでいろいろと表現してください。

その中で、自己決定支援を行うことの難しさを日々痛感しています。活動の支援をしても、本当にこの活動に参加したいと思っているのか、そもそも活動を選択できているのか。食事介助でも、今これが食べたいのか、この順番で食べ進めたいのか。嫌だとなっていないからこのままで本当に良いのか。

日々このように考えながら、利用される方々とのコミュニケーションをより深め、しっかりと意思を確認できるような関わり方を行えるようにしていきたいと考えています。

*次号は、中野市社会福祉協議会 小高 朗さんにバトンタッチします。

信州ぐるっと!! ～県内の特色ある福祉活動を紹介～

～制度の狭間を埋めたい～

社会福祉法人 信濃福祉施設協会

常務理事 西村 行弘

当法人の母体となるのは定員80人の救護施設旭寮ですが、「制度にかかわらず困っている人がいれば支援したい」という思いから、施設入所エリアとは別にバス・トイレ付き居室を4部屋設け、ホームレス、DVや犯罪の被害者などさまざまな困窮者に対し一時住居と食事を無償又は低額で提供しています。またこの居室は地域生活定着支援センター等と連携し、自立準備ホームとしても活用しています。

他に独自事業「ゆめのは」は、相談員を専任で設けて地域の生活困窮者に対し、地域包括支援センター、まいさぼ、福祉事務所、病院等と連携しながら訪問支援を行っています。

この7月に救護施設を新築移転しましたが、併設して共生型デイサービス「やよいの」を開所しました。介護保険の通所介護、障がい福祉では生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスでの支援で、9月より本格スタートしました。ゼロ歳児から高齢者まで、地域のなるべく多くの方の支援に取り組みます。

去年スタートした就労継続支援B型事業所「あんどわーく」とも併せ、地域のさまざまな方を支援できる法人を目指したいと考えています。



「社会福祉士の“実習指導者”をご紹介します」

中信地区

氏名 横山 昌由

所属 松塩筑老人福祉施設組合 特別養護老人ホーム 岡田の里



<実習指導を行うことになったきっかけ>

自分は、過去に精神保健福祉士の実習を行うにあたり、住んでいる松本市に実習指導者が少なく断られ、悲しい思いをしました。結局、長野市まで行き実習をしました。早い段階で自分の実習指導はこれでいいのかなあと迷っていたので、実習指導者講習を受けました。専門職という所以に後継者育成ということも入っているそうです。逆にやるのがあたり前かなと思います。ただ職場の協力あってのことかと思えます。

<事業所で行っている実習プログラム>

まず、ケアプランを作成します。実施したら、他の実習生に「その人らしさをどのようにケアプランに取り入れたか、説明できるようにしたいね。」と模造紙を渡し実習が終わる前までに作成してもらい報告をしてもらう機会を設けています。そのほか、2人の実習生が重なるような時は、施設相談員役と、申込みに来た利用者、家族役に分かれて模擬面接をしてもらうこともあります。機会があれば他施設、関係機関のソーシャルワーカーに会ってもらうこともあります。

<実習生の受け入れで気をつけていること>

実習生一人ひとり個性もあり性格も違います。自分が20歳の頃にしたら、いい子が多い印象です。どんな支援場面でも答えがすぐに出ないケースもあり、実習生と一緒にいると、「おいおい、それがソーシャルワーカーか。情けない」みたいに見透かされた場面に遭遇します。それでも、学生のうちからジレンマや理想と現実のギャップもあることを理解してもらえればいいと思います。いいこともダメなことも、みてもらえればいいかなと思います。

<指導者としてのやりがい>

やりがいは、実習生が何年かして国家試験が受かったと連絡をいただいたり、ぼったり街で会ったりして頑張っている姿を見たり、聞いたりすることです。たとえ福祉の仕事をしていなくても、それはそれでいいかと思えます。実習中に本当に大変だけど利用者とも自分とも向き合った貴重な経験は、人生の糧になるのではないかなと思いますので。

<今後の目標や展望>

職場には他に2人の実習指導者がいます。彼らも指導者講習は受けてきましたが、今まであまり実習生が来る職場ではなかったため指導をするのに戸惑いもあるかと思えます。実習指導者を育てていく立場かなと思います。

東信地区

氏名 村田 伸造

所属 社会福祉法人縦の木福祉会 山の子学園共同村



<実習指導を行うことになったきっかけ>

自分自身が実習をした際、「施設の常識」に違和感を覚えました。今自分たちがそうになっていないか、点検する意味でも有用だと思い受け入れています。

そうは言っても「現場は大変なんですよ」となかなか謙虚な気持ちになれない自分がおりますが…

<事業所で行っている実習プログラム>

アセスメントをしっかりとるために、長野県の相談支援研修で行っている「5ピクチュア」等のアセスメントツールを使っています。特に対象者のストレングスを書くシートには最低100個ストレングスを挙げる、というお題を出しています。最初は困っていますが、何とか皆さん書き上げていきます。達成すると職員も気づいていなかったような情報を掴んでいることもあります。

<実習生の受け入れで気をつけていること>

入所施設の中では、ソーシャルワークの要素は自分で発見しないと得られないことが多いと感じています。日々の関りの中でただ生活をともにするだけでなく、実習生自身が気付いているかどうか、については気を配るようにしています。

<指導者としてのやりがい>

カリキュラムを組むことで、受け入れる職場の方にもソーシャルワークの考えが根付いていくことはうれしいことですし、その中で実習生が変化していく姿が見られれば良いですね。

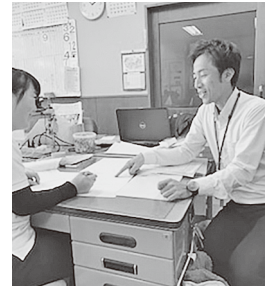
<今後の目標や展望>

「こんな山奥（標高1200m以上あります）でも実習したい!」と思ってもらえる受け入れ態勢をつくっていかねばと思います。

社会福祉士養成課程のカリキュラムの中には、社会福祉施設や福祉事務所などの相談機関での現場実習が位置づけられています。一定の講習を受けた実習指導者を中心に養成校との連携を図りながら、福祉現場における高い実践力を持った社会福祉士の育成を目指して各機関での受け入れを行っています。

北信地区

氏名 竹内 雅智
所属 社会福祉法人長野市社会事業協会
ハーモニー桃の郷 ぴあぼーと



<実習指導を行うことになったきっかけ>

平成20年に社会福祉士の資格を取得してから6年ほど資格取得の余韻に浸っていました。平成26年から3年間基礎研修を受講し、あらためて社会福祉士倫理綱領の大切さに気づきました。しかし、業務の大半が事務仕事のため、ソーシャルワーク実践の機会が少ないのが現状です。そこで、平成27年に実習指導者講習を受講し、実習指導に携わることでソーシャルワーク実践に取り組もうと決意しました。

<事業所で行っている実習プログラム>

日本社会福祉士会が提唱する、3段階実習モデルを基本にプログラムを組んでいます。職種実習で利用者様と関係を構築し、同じ建物内に在籍する相談支援専門員から相談業務の説明を受けた後、ケア会議に参加してチーム支援の在り方等を学びます。また、自立支援協議会の各部会や当法人で開催する事例検討会に参加し、他事業所との連携や課題解決のための方法等を学びます。

<実習生の受け入れで気をつけていること>

ケアワークは事故やケガの危険性の他に、うまくできないことが負の体験として自信喪失につながってしまうこともあるため、必要最低限の範囲で行っていただくよう気をつけています。

<指導者としてのやりがい>

実習指導を通じて、施設で提供するサービスを倫理綱領に照らし合わせ考える機会が増えること。

<今後の目標や展望>

法人全体で「実習受入連絡会（仮）」を設置し、当法人の他施設と連携しながら実習指導者のレベルアップを図っていこうと計画中です。

南信地区

氏名 島崎 智美
所属 社会福祉法人親愛の里 親愛の里松川



<実習指導を行うことになったきっかけ>

自分自身も社会福祉士の資格を取得する過程で、先輩社会福祉士にお世話になりました。その時に福祉の大変さですが、教科書だけではわからない「福祉の面白さ、やりがい」を教えてくださいました。

そんな経験を経て、社会福祉士を目指す仲間を増やし、さらに「福祉の面白さ、やりがい」が伝えられたらと思いました。

<事業所で行っている実習プログラム>

現在、所属しているのが「障害者支援施設（入所型）」ですので、ケースワークに特化してしまいがちな状況があります。そこで、法人のスケールメリット（他の社会福祉士仲間に助けをもらいながら）を利用し、相談や就労、グループホームと幾つかある事業現場に入るプログラムを用意します。相談支援から実際のサービスの提供の現場との連携を意識した実習日程を組むようにしています。

<実習生の受け入れで気をつけていること>

実習指導の養成講座で習ったことを思い出しながら…、社会福祉士の倫理綱領の理念に沿った受け入れができているのかを振り返りながら、指導にあたっています。

<指導者としてのやりがい>

自分の伝え方でいいのか、悩みながら実習生と向かい合っています。しかし、実習生が実習を終え、社会福祉士となって働く元実習生と一緒に仕事ができると、地元で一緒に働ける仲間が増えてよかったなと思います。

<今後の目標や展望>

福祉の現場で働く仲間が1人でも増えたらという思いでやっています。また、願わくば「福祉って楽しい」と思ってもらえたらと思いながら、福祉の現場で働いています。

南信地区上伊那ブロック学習会

『高齢者虐待の“いま”』

～相談・通報から終結まで 市町村の取り組み～

日時：9月19日(水) 19:00～20:30

場所：伊那市福祉まちづくりセンター



<1> 伊那市高齢者・障がい者虐待防止マニュアルについて

虐待対応の分野から高齢者虐待にスポットを当てた学習会を行いました。まず、伊那市地域包括支援センターの原智美氏より、伊那市で作成されたマニュアルについての説明がありました。虐待の早期発見、通報、対応の体制を構築するための「伊那市権利擁護ネットワーク」や、医療機関や法律関係者との情報共有を行うための「伊那市権利擁護情報共有シート」は、多職種との連携を図るための取り組みで、他分野から参加した会員も興味深く耳を傾けました。

<2> 事例検討グループワーク

後半は、事例を基に、少人数になり質問や意見を交わしました。

リスクや緊急性、危険性は？虐待と言えるのか、不適切な対応なのか？施設全体のあり方の問題なのか？普段、虐待対応に携わらない会員も、事例のグレーな部分に頭を抱える場面がありました。他分野だからこそ気付く視点を、互いに学ぶことができた学習会となりました。

南信地区 中村 優美

本会推薦の認定審査会委員の公募について

各広域連合の認定審査会委員の任期が平成31年3月31日まで（上伊那広域連合を除く）となっているため、新たに介護認定審査会委員および障害支援区分認定審査会委員の公募を開始します。

同封の公募通知の「認定審査会委員推薦等に関する内規（抜粋）」を確認のうえ、ご応募ください。

応募期限：平成30年11月16日(金) 必着

応募方法：本会ホームページ会員専用ページより様式をダウンロードし、メールで応募

本会への寄付依頼について

長野県社会福祉士会では、「公益事業の取り組み」や、本会の災害支援活動者に旅費等の補助を行うための「大規模災害支援積立金」への寄付を常時受け付けています。（平成30年7月豪雨災害では会員1人を11月に派遣予定）

寄付をしていただける際は、事務局までご連絡ください。

今後の予定

最新の予定は、本会ホームページ（<http://nacsw.jp>）をご覧ください。

| 期日(曜日) | 事業名・研修名 | 会場 | 備考 |
|-----------|------------------------|-----------------|----------|
| 11月1日(水) | 全県理事選挙公示 | 立候補受付 11月15日(水) | 開始 |
| 11月15日(水) | 累犯障がい者・高齢者の支援を考えるセミナー | 長野市東部文化ホール | 講師：奥田知志氏 |
| 11月17日(金) | 第4回理事会 | ハーモニー桃の郷 | |
| 11月20日(水) | 成年後見制度利用促進のための市町村等説明会及 | 豊科交流学習センター | 講師：山口光治氏 |
| 11月21日(木) | び研修会 | 長野市柳原公民館 | 講師：矢澤秀樹氏 |
| 12月2日(日) | 社会福祉士全国統一模擬試験 | 長野大学 | |

◎ 入会状況（平成30年9月末現在） *会員数：1,158人 入会率：29.53% 人口10万人あたりの会員数：55.78人

編集後記

実習は、知的障がい者の施設で、利用者と一緒にパンをこねて焼いていました。おかげで、今でも美味しいパンが焼けます。あの頃、実習指導者が輝いて見えた私も、今は、社会福祉士として、実習指導する側になっています。社会福祉士を志したあの時の自分から、どれだけ成長できたのだろうか。日々の実践を、常に倫理綱領に照らし合わせて振り返ることのできる社会福祉士でいたいと心新たにしました。

(H.M)